

盛岡市アイスアリーナ条例の一部改正について

平成28年 5月25日

市 民 部

1 改正の趣旨

スケートリンク機能を廃止し通年フロア化することから、アイスアリーナの名称、開設期間及び使用時間並びに使用料の区分及びその額を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 施設の名称を「盛岡市総合アリーナ」に改める。

(条例名も「盛岡市総合アリーナ条例」に変更)

(2) 冬期に係る開設期間及び使用時間の区分を廃止し、開設期間を通年とするとともに、開館時間を午前9時から午後9時までとする。

(3) 冬期に係る使用料に関する規定を削るほか、次のとおり、使用料の額の改定を行うとともに、新たな使用区分を設け、その使用料の額を定める。

区分			改正前	改正後	
アマチュアスポーツに使用する場合	全面使用	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	16,800円	20,200円
			午後1時から午後5時まで	17,800円	21,400円
			午後5時から午後9時まで	18,900円	22,800円
		その他の日	午前9時から午後1時まで	12,600円	15,200円
			午後1時から午後5時まで	13,600円	16,400円
			午後5時から午後9時まで	14,700円	17,800円
	半面使用	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	8,400円	10,200円
			午後1時から午後5時まで	8,900円	10,800円
			午後5時から午後9時まで	9,400円	11,600円
		その他の日	午前9時から午後1時まで	6,300円	7,600円
			午後1時から午後5時まで	6,800円	8,200円
			午後5時から午後9時まで	7,300円	9,000円
3分の1面使用	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで		6,800円	
		午後1時から午後5時まで		7,200円	
		午後5時から午後9時まで		7,600円	
	その他の日	午前9時から午後1時まで		5,200円	
		午後1時から午後5時まで		5,600円	
		午後5時から午後9時まで		6,000円	

集会、展示会、式典 その他これらに類する 催しに使用する場 合	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	168,000円	202,000円
		午後1時から午後5時まで	178,500円	214,000円
		午後5時から午後9時まで	189,000円	228,000円
	その他の日	午前9時から午後1時まで	126,000円	152,000円
		午後1時から午後5時まで	136,500円	164,000円
		午後5時から午後9時まで	147,000円	178,000円
音楽、芸能、スポー ツ等の興行に使用す る場合	土曜日及び休日	午前9時から午後1時まで	201,600円	242,400円
		午後1時から午後5時まで	214,200円	256,800円
		午後5時から午後9時まで	226,800円	273,600円
	その他の日	午前9時から午後1時まで	151,200円	182,400円
		午後1時から午後5時まで	163,800円	196,800円
		午後5時から午後9時まで	176,400円	213,600円

3 施行期日

平成29年4月1日

1 使用料の見直しについて

改正前後使用料及び類似施設使用料（貸切使用）

区分		アイスアリーナ(1面) 約1800㎡	総合アリーナ 約3200㎡	アビオ 約3800㎡	備考			
アマチュアス スポーツに使用する場合	全面使用 土日祝	9:00～13:00	16,800	20,200	81,900			
		13:00～17:00	17,800	21,400	89,400			
		17:00～21:00	18,900	22,800	111,700			
	全面使用 平日	9:00～13:00	12,600	15,200	68,200			
		13:00～17:00	13,600	16,400	74,500			
		17:00～21:00	14,700	17,800	93,100			
	半面使用 土日祝	9:00～13:00	8,400	10,200	40,900		アビオはスポーツ区分にサークル活動、レクリエーションを含む。	
		13:00～17:00	8,900	10,800	44,700			
		17:00～21:00	9,400	11,600	55,800			
		半面使用 平日	9:00～13:00	6,300	7,600			34,100
			13:00～17:00	6,800	8,200			37,200
			17:00～21:00	7,300	9,000			46,500
3分の1面使用	土日祝	9:00～13:00	設定なし	6,800	設定なし	バスケ3面確保が可能となることから、区分を新設するもの。 ・全面の1/3の料金		
		13:00～17:00		7,200				
		17:00～21:00		7,600				
	3分の1面使用 平日	9:00～13:00		5,200				
		13:00～17:00		5,600				
		17:00～21:00		6,000				
集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合	土日祝	9:00～13:00	168,000	202,000	236,100			
		13:00～17:00	178,500	214,000	256,300			
		17:00～21:00	189,000	228,000	321,500			
	集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合 平日	9:00～13:00	126,000	152,000	196,400			
		13:00～17:00	136,500	164,000	213,700			
		17:00～21:00	147,000	178,000	275,600			
音楽・芸能・スポーツ等の興行に使用する場合	土日祝	9:00～13:00	201,600	242,400	上記区分と同じ			
		13:00～17:00	214,200	256,800				
		17:00～21:00	226,800	273,600				
	音楽・芸能・スポーツ等の興行に使用する場合 平日	9:00～13:00	151,200	182,400				
		13:00～17:00	163,800	196,800				
		17:00～21:00	176,400	213,600				

2 利用者の利便性の向上について

条例において「3分の1面使用」区分を設定するほか、規則において「ジョギングコース」等を設定することにより、利用者の要望に答えることが可能となり、利便性が向上する。

3 改修等にかかるスケジュール

- 平成28年5月 全員協議会
- 平成28年6月 条例改正（議案提出）
- 平成28年8月 次期指定管理者公募開始
- 平成28年9月 改修工事に係る契約締結
- 平成28年10月中旬～翌3月まで アリーナ部分休館（会議室、トレーニング室は利用可）
- 平成28年12月 次期指定管理者の指定（議案提出）
- 平成29年4月 リニューアルオープン